

# 知ろう学ぼう人権

殴る・蹴るだけじゃない  
DVに気づいていますか

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

「これも暴力？暴力の種類はどんなものがあるの？」

- ・身体的暴力(突き飛ばす、首を絞める、平手打ちするなど)
  - ・精神的暴力(怒鳴る、無視する、バカにするなど)
  - ・経済的暴力(生活費を渡さない、借金を強要する、働くことを禁止するなど)
  - ・性的暴力(性行為の強要、避妊に協力しないなど)
  - ・社会的暴力(外出を禁止する、交友関係を制限する、スマホを監視するなど)
  - ・子どもを利用した暴力(子どもの前での暴力・暴言、悪口を吹き込むなど)
- パートナーや自分自身の行動で当てはまる項目はありませんか？DV

とは暴力によって相手を支配するものであり、対等な立場でのけんかとは全く違います。



【DV被害って実際にどれくらいあるの？】

令和4年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は約12・2万件で、10年前と比べて約3万件増加しています。また警察への相談件数は約8・3万件で、こちらも年々増加傾向にあります。

相談内容の約6割が精神的暴力を含むものとなっており、DVは身体的なものだけではないという考えが広まりつつあります。

さらに令和3年3月公表の国によるアンケート調査では、配偶者から暴力を一度でも受けたことのある女性は4人に1人という結果が報告されています。

【DV被害を受けたらどうすればいいの？】

暴力を受けた女性の4割は、「相談するほどでもない、自分にも悪いところがあった」と、どこにも相談しなかったと回答しています。いかなる理由があるうと、暴力は決して許されるものではありません。被害にあわれたら迷わずに、警察、配偶者暴力相談支援センター、地域の相談窓口などに相談してください。

藤井寺市では女性相談窓口を設置しています。女性が抱える悩みや困りごとなどを、女性相談員がお聞きします。秘密は厳守します。安心してご相談ください。

### 【相談先紹介】

■女性相談窓口

☎9339・1050 9時～12時、13時～16時(毎週月・木曜日※祝日・年末年始除く)予約制。まずはお電話ください。

■藤井寺市人権悩みの相談室

☎9339・1118 9時～12時、13時～16時(木、日曜日除く)

### 【夜間特設電話相談】

11月17日(金)・24日(金) 18時～21時

### 【パネル展】

女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボン)と児童虐待防止(オレンジリボン)の啓発事業を一緒に行います。

日時 11月8日(水)～20日(月)

10時～20時

場所 イオン藤井寺ショッピングセンター1階

### 【市役所庁舎8階ライトアップ】

日時 11月13日(月)～26日(日)

18時～22時

※10日(金)17時～19時は、アイセルシユラ ホール外階段をパープルにライトアップします。(雨天中止)



▲過去に実施したときの様子